

みえ森と緑の県民税

平成26年度事業成果報告書



森林づくりを県民みんなの力で



目次

第1 みえ森と緑の県民税の創設

- 1 森林、里山、竹林の現状 1
- 2 災害に強い森林づくりのための税の創設 2
- 3 みえ森と緑の県民税を活用した施策 3
- 4 みえ森と緑の県民税のしくみ 4
- 5 使途の明確化等 5

第2 平成26年度事業の実績

- 1 平成26年度事業の実績額及び税込等実績額 6
- 2 基本方針別及び対策別実績額 7
- 3 県と市町の役割分担 8

第3 平成26年度事業の事例と評価

- I 土砂や流木を出さない森林づくり 9
- II 暮らしに身近な森林づくり 17
- III 森を育む人づくり 21
- IV 木の薫る空間づくり 28
- V 地域の身近な水や緑の環境づくり 31
- VI みえ森と緑の県民税の制度運営 33

第4 資料編

第1 みえ森と緑の県民税の創設

1 森林、里山、竹林の現状 ※数値は創設時のものです。

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。

また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなどして、森林の持つ様々な機能が低下しています。また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。



【荒廃する森林の実例】

左：手入れ（間伐）不足の人工林。モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中：人家に迫る竹ヤブ。 右：ヤブ化した里山。

放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。図1-1は、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数を表していますが、最近10年間（平成16年から25年）の発生回数は30年前の10年間（昭和59年から平成5年）に対して約3.8倍に増加しています。

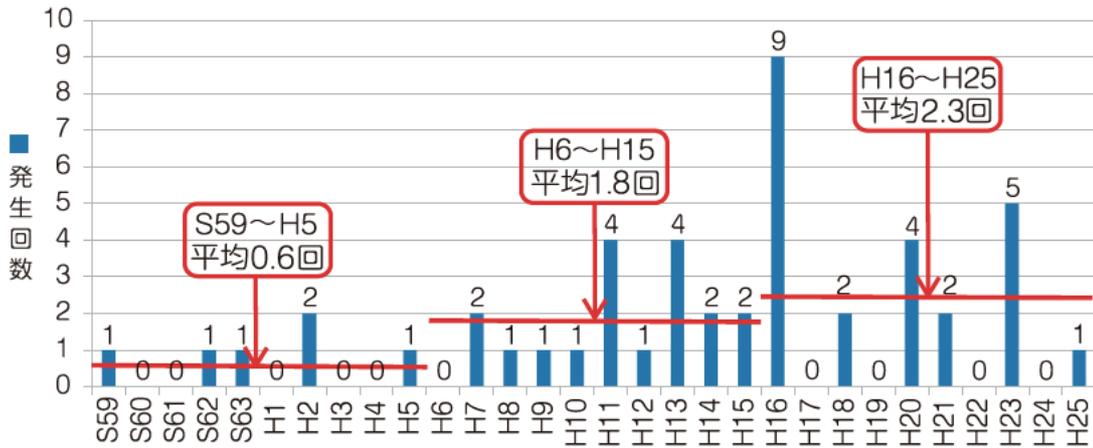


図1-1 三重県内の1時間降水量80mm以上の年間発生回数（20地点あたり）

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



【台風や豪雨による被害の状況】 左から順に

- ① 山崩れによって民家が被災（H16年9月台風第21号：旧宮川村）
- ② 土石流が発生し、宿泊施設が孤立（H20年9月豪雨：菰野町）
- ③ 橋梁に押し寄せた大量の流木（H23年9月紀伊半島大水害：熊野市）
- ④ 小学校を襲った土石流（H23年9月紀伊半島大水害：紀宝町）

2 災害に強い森林づくりのための税の創設

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育てる人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し、計画的・持続的な取り組みが欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを

社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民に幅広く負担していただくことが適当と判断し、新たな税を導入することとしました。

3 みえ森と緑の県民税を活用した施策

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生のおリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要です。これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理し、これらに連なる5つの対策を当面必要な事業として展開します。

(1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
1. 土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。

(2) 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
3. 森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。
4. 木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

4 みえ森と緑の県民税のしくみ

(1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあつて、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業（以下、「基金事業」という）を効果的に展開するための役割分担を次のとおり考えます。

県	基金事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。具体的には基本方針①のうち「土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に行う。
市町	暮らしに身近な森林対策や、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等の住民と森林との関係を深める取組を担う。具体的には基本方針①のうち「暮らしに身近な森林づくり」と基本方針②を中心に行う。

(2) みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、費用について県民に幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから簡便であり、徴税にかかるコストも新たな税制度を創設するより抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税（県民税均等割に加算する）																				
納税義務者	<p>【個人】 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している個人 ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 <p>【法人】 県内に事務所、事業所などを有している法人など</p>																				
税率（年額）	<p>【個人】 1,000円 【法人】 均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円） （均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（資本金等の額の区分）</th> <th>均等割額（年額）</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>20,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）	1千万円以下	20,000円	2,000円	1千万円超～1億円以下	50,000円	5,000円	1億円超～10億円以下	130,000円	13,000円	10億円超～50億円以下	540,000円	54,000円	50億円超	800,000円	80,000円
区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）																			
1千万円以下	20,000円	2,000円																			
1千万円超～1億円以下	50,000円	5,000円																			
1億円超～10億円以下	130,000円	13,000円																			
10億円超～50億円以下	540,000円	54,000円																			
50億円超	800,000円	80,000円																			

税込規模	平年度10億6千万円（初年度8億1千万円）
徴収方法	【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。

5 使途の明確化等

(1) 基金の創設による使途の明確化

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。

超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民に対して明らかにするため、「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化します。

(2) 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、基金事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

(3) 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごとにみえ森と緑の県民税評価委員会により施行の状況についての検討を行い、制度の見直しを行います。

第2 平成26年度事業の実績

1 平成26年度事業の実績額及び税込等実績額

(1) 平成26年度事業実績額

平成26年度は、みえ森と緑の県民税の税込額を7億9千7百万円と見込んで、基金事業を実施しました。

平成26年度の基金事業の実績額は7億885万7千円で、計画に比べて8千814万3千円の残余となりました。

表 平成26年度みえ森と緑の県民税を活用した事業の実績

基金事業名	計画	実績
災害に強い森林づくり推進事業	446,511 千円	377,331 千円
森を育む人づくりサポート体制整備事業	10,812 千円	10,244 千円
みえ森と緑の県民税市町交付金事業	268,600 千円	263,804 千円
みえ森と緑の県民税制度運営事業	71,077 千円	57,478 千円
合計	797,000 千円	708,857 千円

※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越176,108千円を含みます。
 ※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

(2) 平成26年度税込等実績額

平成26年度の税込等実績は8億1千513万円で、計画に比べて1千813万円の増加となりました。

表 平成26年度みえ森と緑の県民税等の収入実績

区分	計画	実績	増減
みえ森と緑の県民税	797,000 千円	814,979 千円	17,979 千円
運用益	0 円	150 千円	150 千円
合計	797,000 千円	815,130 千円	18,130 千円

※ みえ森と緑の県民税実績の内訳

(個人：775,880,818 円、法人：39,098,515 円)

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

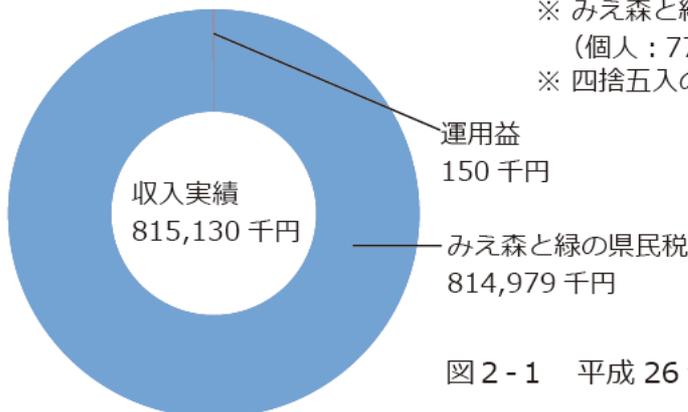


図2-1 平成26年度みえ森と緑の県民税等の収入実績

(3) みえ森と緑の県民税残余等の取扱い

平成 26 年度の基金事業の残余额 8 千 814 万 3 千円と、平成 26 年度税収等の増
加額 1 千 813 万円の合計 1 億 627 万 3 千円については、次年度以降の基金事業に
活用します。

表 次年度以降に活用する額

区 分	計 画	備 考
基金事業残余	88,143 千円	
税収等増加額	18,130 千円	
合 計	106,273 千円	

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

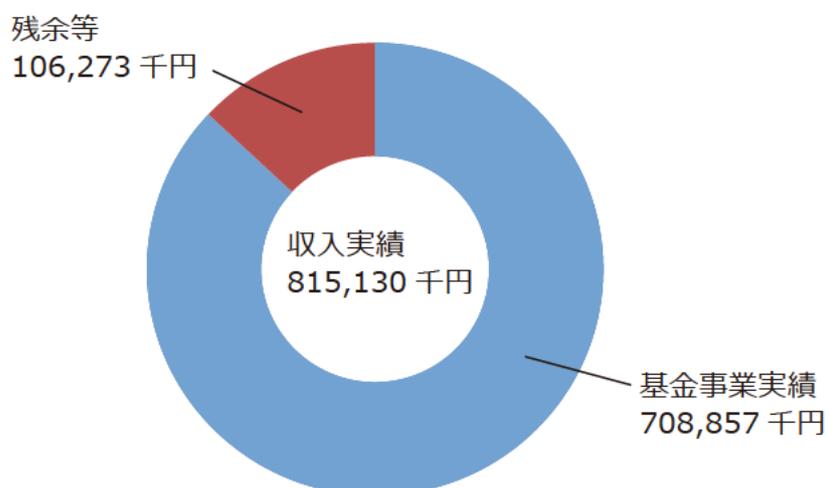


図 2 - 2 平成 26 年度みえ森と緑の県民税等の支出実績

2 基本方針別及び対策別実績額

基金事業の実績額を基本方針別、対策区分別にみると、次のとおりです。

防災・減災の観点から災害に強い森林の早期実現を図るため、土砂災害防止機能
等を高めるために必要な対策（基本方針 1：災害に強い森林づくりのうち、対策区
分 1：土砂や流木を出さない森林づくり）に重点的に取り組みました。

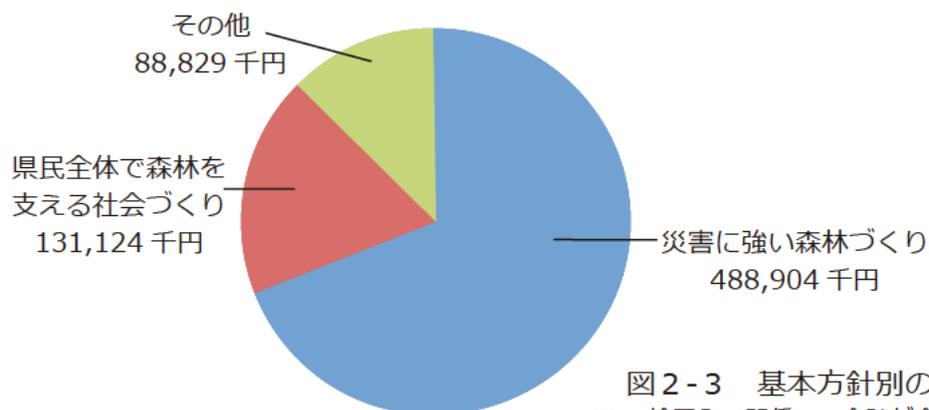


図 2 - 3 基本方針別の支出実績
※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

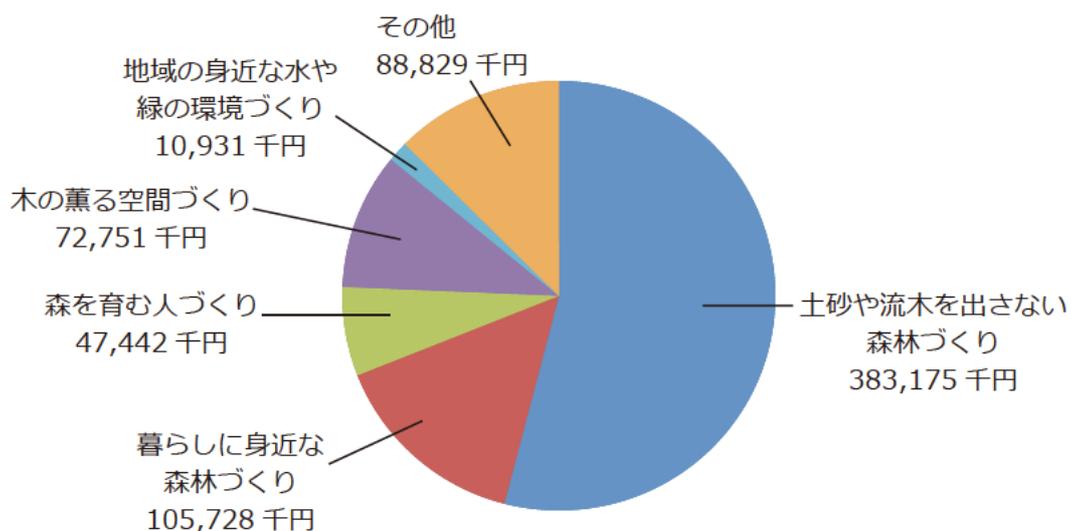


図 2 - 4 対策区分別の支出実績

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

3 県と市町の役割分担

基金事業の効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を県が、住民と森林との関係を深める取組など地域の実情に応じた森林づくりの施策を市町が実施しました。

それぞれの実施主体による実績額は次のとおりです。

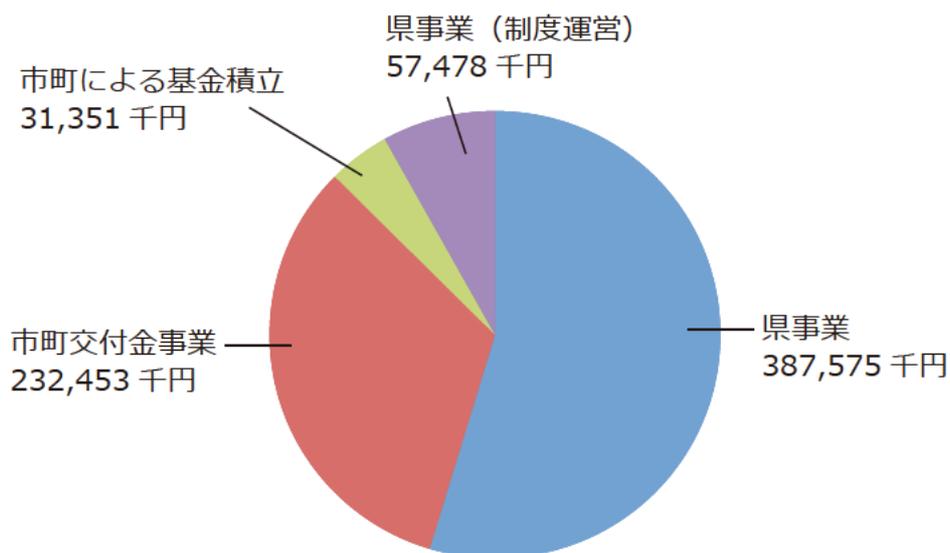


図 2 - 5 実施主体別の支出実績

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

第3 平成26年度事業の事例と評価

I 土砂や流木を出さない森林づくり

1-1 災害に強い森林づくり推進事業

(みえ森と緑の県民税充当額H26実績377,331千円/H26計画446,511千円)

1 事業の目的

- 渓流内の危険木の除去や、流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備などを進め、流木災害等を抑制します。(災害緩衝林整備事業)
- 治山施設等に異常堆積した流木や土砂等が、豪雨時に流下して下流に被害を与えることを防ぎます。(土砂・流木緊急除去事業)

2 事業の内容

- 災害緩衝林整備事業
崩壊土砂流出危険地区において、① 渓流部における流木になる恐れのある危険木の伐採・撤去 ② 渓岸部における立木の大径化を促す調整伐と伐採木の撤去 ③ 山腹部における立木の根系発達を促す調整伐を行います。
- 土砂・流木緊急除去事業
崩壊土砂流出危険地区において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある異常堆積した流木や土砂を撤去します。
- 効果検証にかかる調査・研究
事業実施による土砂流出抑止効果や森林状況の変化等を把握するため、土砂流亡調査及び航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査、立木引き倒しによる抵抗力調査を行います。
・実施主体：県

3 平成26年度事業の実施状況

- 災害緩衝林整備事業
平成26年度は、25箇所を実施しました。

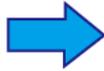
表 平成26年度災害緩衝林整備事業実績

実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
25箇所(11市町)	4,002 m ³	155 ha

※ 実績数値は、平成27年3月31日現在のものです。



実施前



実施後

写真 災害緩衝林整備事業実施状況（溪流部、溪岸部の対策）
名張市（コウジンダニ）



実施前



実施後

写真 災害緩衝林整備事業実施状況（溪流部、溪岸部の対策）
紀宝町（大地山）

崩壊土砂流出危険地区の溪流部において、流木になる恐れのある危険木を伐採・除去しました。

また、過密な状態となっている溪岸部の調整伐を実施しました。

このことにより、立木が大径化し、上部から流出した土砂等に対する森林自体の抵抗力の増加が期待できます。

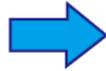


写真 災害緩衝林整備事業実施状況（山腹部の対策）
亀山市（深切）

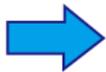


写真 災害緩衝林整備事業実施状況（山腹部の対策）
大台町（島谷）

崩壊土砂流出危険地区の山腹部において、調整伐を実施しました。このことにより、立木の根系が発達し、斜面が安定化して表層崩壊が抑制される効果が期待できます。

さらに、根系が十分発達するまでの土砂等の流出抑制のため、伐倒木を利用して土砂止めを設置しました。



写真 伐倒木を利用した土砂止め

●土砂・流木緊急除去事業

平成 26 年度は、6 箇所を実施しました。

表 平成 26 年度災害緩衝林整備事業実績

実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
6 箇所 (4 市町)	10,237 m ³	402 m ³

※ 実績数値は、平成 27 年 3 月 31 日現在のものであります。



写真 土砂・流木緊急除去事業実施状況
熊野市 (清水谷)



写真 土砂・流木緊急除去事業実施状況
熊野市 (桑瀬谷)

崩壊土砂流出危険地区の溪流沿いの森林を対象に、治山施設等に異常堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与える恐れのあるものを撤去しました。

●効果検証にかかる調査・研究

平成 26 年度は、土砂流亡量調査及び航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査に着手しました。



写真 土砂流亡調査実施状況（土砂受け箱の設置）

山腹部の調整伐及び土砂止等の効果を明らかにするため、流出した土砂を回収、測定するための土砂受け箱を設置しました。（県内4箇所の試験地）土砂受け箱は、スギ・ヒノキ別、土砂止の有無、調整伐の有無、獣害防止柵（シカ柵）の有無により効果が比較検証できるように設置しました。



写真 設置した土砂受け箱

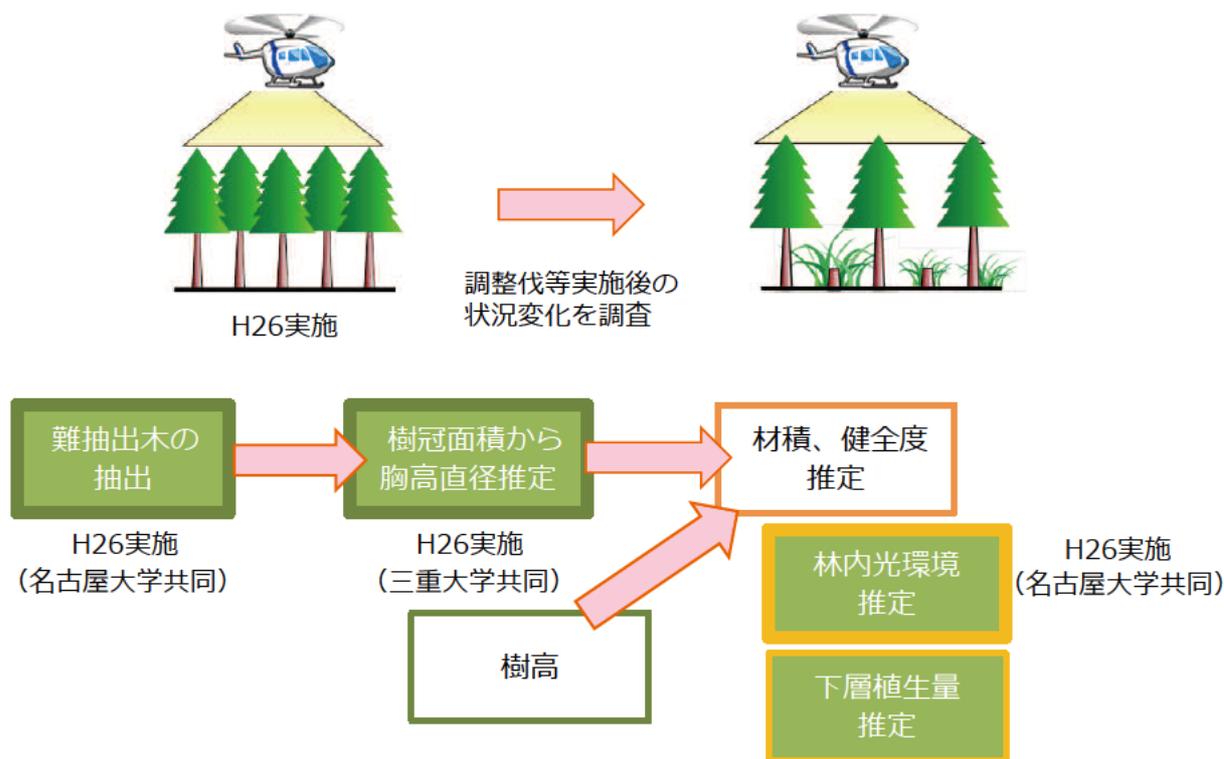


図 難抽出木抽出技術及び胸高直径推定技術の開発

溪岸部、山腹部での調整伐による立木の大径化及び光環境改善等の効果を明らかにするため、調整伐前の初期状態を把握するための航空レーザ測量を実施したほか、難抽出木抽出技術や胸高直径推定技術の開発に取り組みました。

4 評価委員会における第三者評価

●継続が妥当である

流木やその危険度の高い森林の整備が進むことは、下流域の安全確保にも効果的な取り組みであり、公益性も高いものであると考えられる。特にモニタリングの体制を整えられつつある点を評価する。また、優先度の高いところから採択された点について評価できる。治山施設の土砂や流木はこれまで処理されておらず、最近の豪雨で流れ出す事案もあったことからこの事業による公益性は高いものとする。

今後は、整備後の変化や効果、特に費用対効果などが県民に分かりやすく可視化されるよう取り組まれない。

なお、事業費及び事業量については、適切であると感じるが、評価にあたっては、作業内容等を現地で確認する機会を設けるとともに、積算根拠も示す必要がある。

1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H26実績5,844千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な施策の展開を支援することにより、土砂や流木を出さない森林づくりを推進します。

2 事業の内容

- 溪流内の倒木や流木の除去
- ・実施主体：市町

3 平成 26 年度事業の実施状況

平成 26 年度は、溪流内の倒木や流木の除去に 2 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	0	0	0
南伊勢地域	2 市町	2 事業	5,844 千円
伊賀地域	0	0	0
尾鷲熊野地域	0	0	0
合 計	2 市町	2 事業	5,844 千円

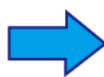


写真

【溪流倒木等処理事業】(大紀町)

山間部溪流沿いの危険倒木・流木を伐採除去しました。次期豪雨により下流域へ流出して、自然災害が拡大することを抑制しました。

倒木等除去本数：150 本



写真【里山関連整備事業】(志摩市)

水源地である神路ダム上流の水源地区域において、水路を堰き止めている支障木を撤去し、ダムへの水の供給の円滑化と水源地区域の保全を図りました。

4 評価委員会における第三者評価

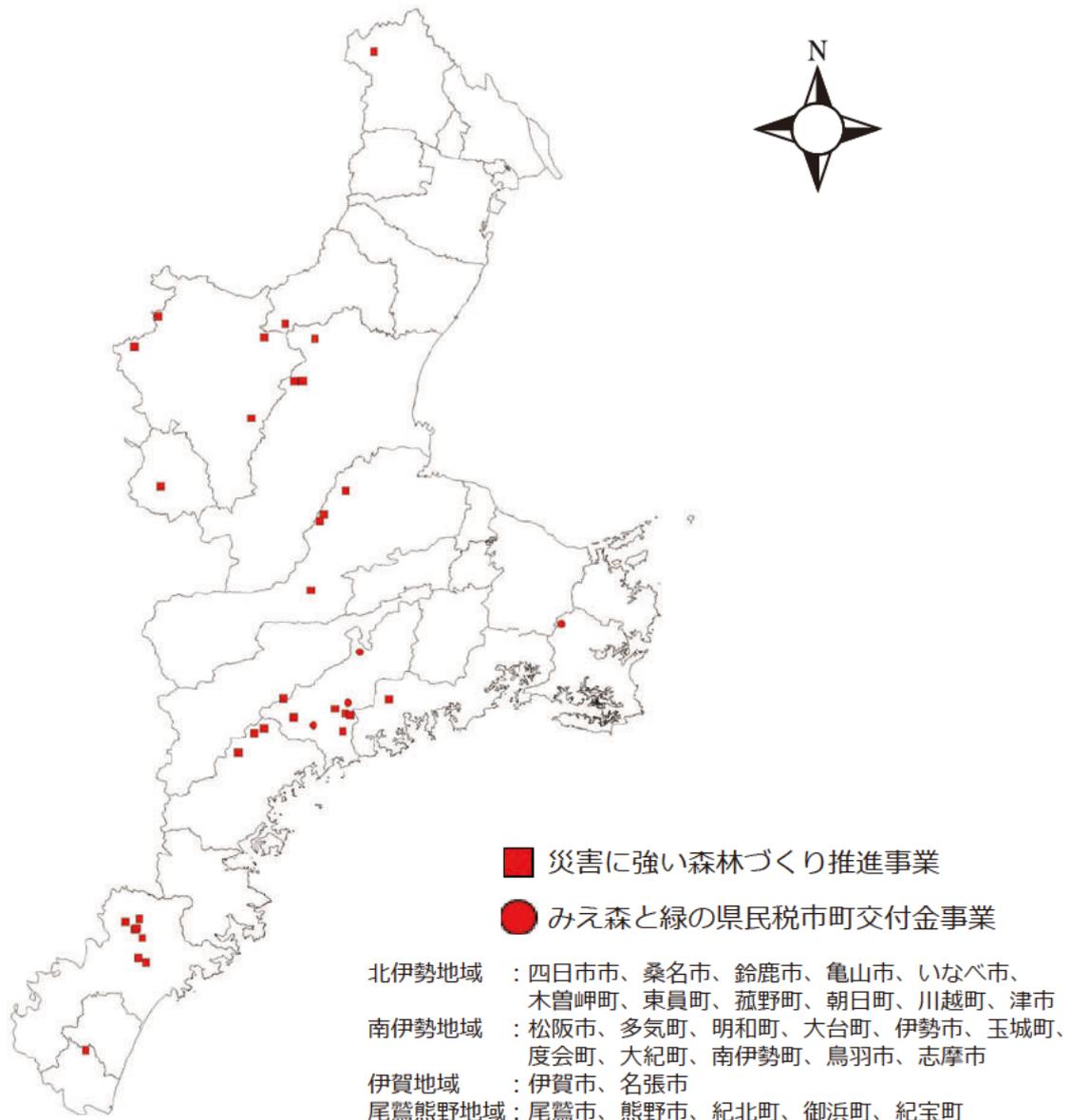
●継続が妥当である

当該事業は2市町（志摩市、大紀町）において実施されており、ともに税活用の趣旨に合致しており、その有効性は認められる。特に志摩市の「里山関連整備事業」においては、水源となるダム周辺の森林整備が実施されており、受益者数も多く、公益性も高いと認められる。

事業の実施に当たり、2市町とも委託事業として実施されているが、積算根拠が不明確であることから、県においては、実績報告の方法について市町を指導されたい。

また、事業実施のアピールが不足しているため、住民にその効果が十分に伝わっているとは判断しがたく、安全性が向上したことも含めて、今後も積極的に広報を行っていくことが望まれる。

2 土砂や流木を出さない森林づくり実施箇所位置図



Ⅱ 暮らしに身近な森林づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H26実績105,728千円)

ほか市町による基金積立7,135千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、県民の暮らしに関わりの深い森林における生活環境の保全や向上のために必要な施策の展開を支援することにより、暮らしに身近な森林づくりを推進します。

2 事業の内容

- 里山や竹林の整備
 - 人家裏や道路沿い等の危険木の除去
 - 病虫被害木の伐倒駆除や防除
 - その他、暮らしに身近な森林づくり
(水源林の公有林化、学校林の整備、竹林整備機具の購入・貸出)
- ・実施主体：市町

3 平成 26 年度事業の実施状況

- 里山や竹林の整備
平成 26 年度は、10 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	4 市町	4 事業	33,814 千円
南伊勢地域	3 市町	3 事業	18,276 千円
伊賀地域	1 市	1 事業	3,187 千円
尾鷲熊野地域	2 町	2 事業	2,036 千円
合 計	10 市町	10 事業	57,313 千円

実施後



写真

【暮らしに身近な森林整備事業】(鳥羽市)

放置されて荒廃した里山や集落周辺の森林整備を実施するとともに、里山と農地が隣接している箇所に獣害対策として緩衝林を整備しました。獣害が軽減するなど、生活環境の保全と安全が確保されました。

森林整備面積：4.33ha



実施前



実施後

写真 【里山の森林安全安心対策事業】（松阪市）

集落周辺で森林の持つ多面的機能が発揮されない状態にある森林の境界確認や測量、間伐等の森林整備を行いました。地域住民の生活環境が向上し、道路の安全性が確保されました。 森林整備面積：4.34ha

●人家裏や道路沿い等の危険木の除去

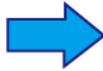
平成 26 年度は、5 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	2 市町	2 事業	1,791 千円
南伊勢地域	2 町	2 事業	10,883 千円
伊賀地域	0	0	0
尾鷲熊野地域	1 町	1 事業	1,200 千円
合計	5 市町	5 事業	13,874 千円



実施前



実施後

写真 【ほっとする道ばた森林整備事業】（大台町）

宮川と道路間にある人工林を整備しました。倒木による電線の分断や、交通障害、冬季の道路凍結の恐れが軽減しました。 整備箇所：3 箇所 整備延長：355m

● 病虫被害木の伐倒駆除や防除

平成 26 年度は、4 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	2 市町	2 事業	11,069 千円
南伊勢地域	2 市	2 事業	1,885 千円
伊賀地域	0	0	0
尾鷲熊野地域	0	0	0
合 計	4 市町	4 事業	12,954 千円



写真 【里海・里山保全事業】(志摩市)

森林病害虫による松枯れを予防するために薬剤の樹幹注入を実施しました。全域が伊勢志摩国立公園内に位置する志摩市において、公園の松林や景勝地にある松を森林病害虫被害から守り、志摩市を訪れる人や住民の通行の安全及び住民の暮らしの安全確保に繋がりました。（右：薬剤樹幹注入の状況）

4 評価委員会における第三者評価

● 継続が妥当である

道路沿い等の危険木除去や海岸林等の病虫害対策は、暮らしに身近な森林づくりとして有効性の高い事業であったと評価する。

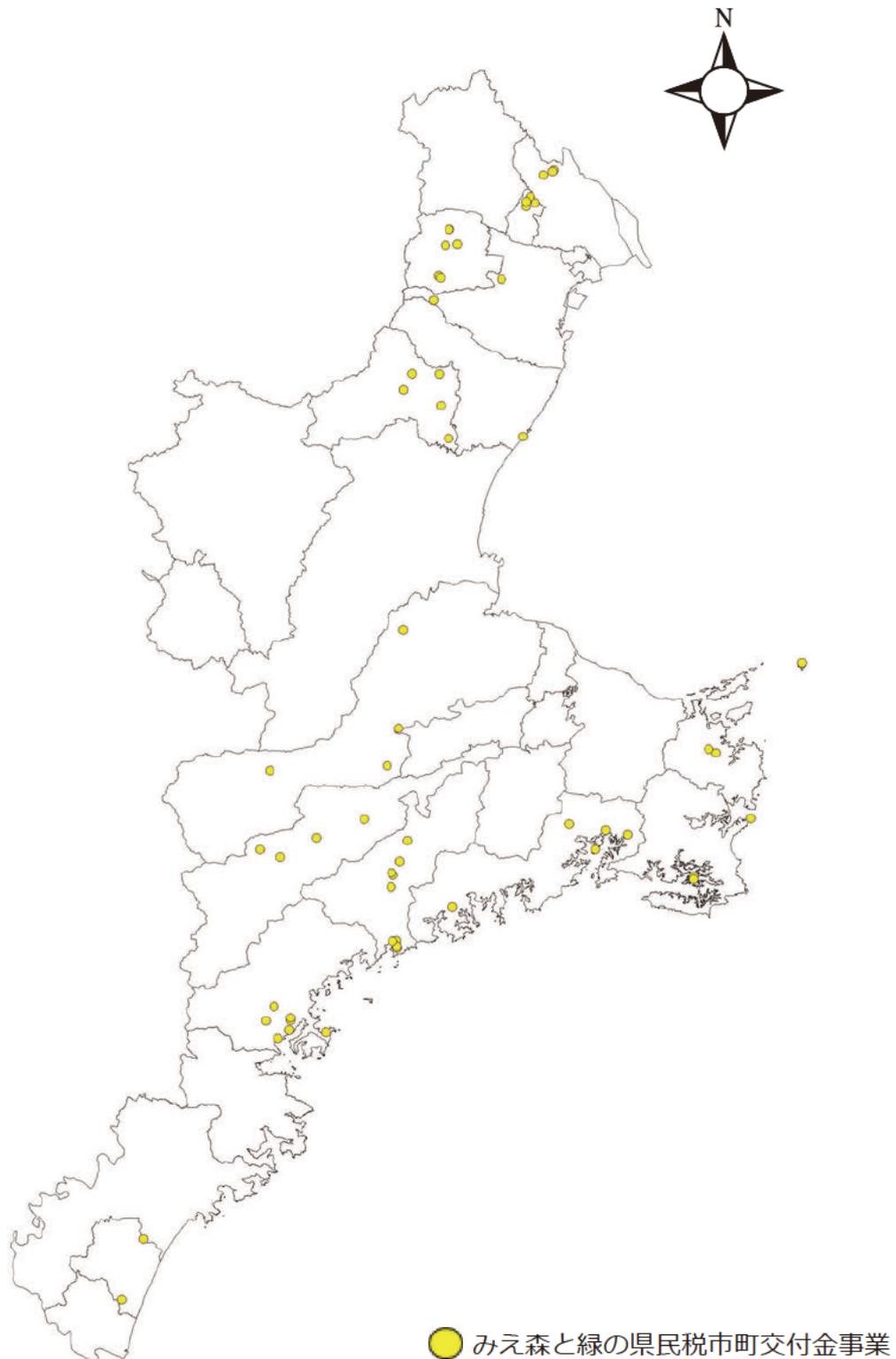
自治会などの住民等主体による里山等整備は、森林づくりだけでなく、地域づくりや地域の課題は地域で解決するという意識醸成にも繋がりが高く評価できる。

また、学校林の整備は、森林環境教育の面からも有意義な取り組みであり、今後の森林環境教育への活用を期待する。

今後、住民等への過度の負担とならないような配慮や、十分な安全対策がとられるよう図られたい。

なお、作業員の雇用方法が非効率的であったこと、既存事業とのすみ分けが不明確な事業や積算根拠が不明確な事業があることから、県においては、事業実施及び実績報告の方法について市町を指導されたい。

2 暮らしに身近な森林づくり実施箇所位置図



- 北伊勢地域 : 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、津市
南伊勢地域 : 松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、鳥羽市、志摩市
伊賀地域 : 伊賀市、名張市
尾鷲熊野地域 : 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

Ⅲ 森を育む人づくり

1-1 森を育む人づくりサポート体制整備事業

(みえ森と緑の県民税充当額H26実績10,244千円/H26計画10,812千円)

1 事業の目的

- 森林環境教育指導者の育成などにより、森林環境教育を推進します。
- 森づくりに関する技術研修会開催などにより、森づくりを推進します。

2 事業の内容

- 森づくり推進員の配置
地域で行う森林環境教育や森づくり活動を促進するため、森づくり推進員を配置します。
 - 森林環境教育の推進
森林環境教育指導者育成のための研修会開催や、地域で行う森林環境教育のコーディネートを行います。
 - 森づくりの推進
森づくり活動者のための研修会開催や、森づくり活動に必要な物品の貸出を行います。
- ・実施主体：県

3 平成 26 年度事業の実施状況

- 森林環境教育の推進
平成 26 年度は、指導者の習熟状況に合わせた 6 種類の講座・研修と、学校教職員を対象とした講座を開催しました。また、写真撮影を通して森林への興味関心を深めることを目的に、「みえの森フォトコンテスト」を開催したほか、学校等での取組を支援するため、森林環境教育のコーディネートや小学生向けに教科書副読本の作成を行いました。

表 平成 26 年度森林環境教育研修

名 称	内 容
森林環境教育初心者講習 1 (知識編)	森林に関する基礎的な知識の習得を目的として、エコサーバーサポーターセミナー・検定試験を実施
森林環境教育初心者講習 2 (技術編)	伝える(解説する)技術の習得を目的として、インタープリター養成研修を実施
森林環境教育初心者講習 3 (実践編)	森林環境教育の実践能力の向上を図るため、イベント(森の学校)の企画・実践を実施
森のせんせいスキルアップ研修 (中級者対象)	主に教育的な視点からの森林環境教育プログラムを学ぶため、LEAFローカルインストラクター研修を実施
森のせんせいリーダー養成講座 (上級者対象)	高度で幅広い知識・技術の習得を目的として、森林インストラクター養成講座を実施
森づくり体験会	実際の林業作業を実践・体験することで幅広い知識・技術を習得するため、植樹体験を実施
学校教職員森林環境教育講座	学校での森林環境教育の意義や実践方法等を学ぶため、学校教職員を対象とした研修を実施



写真 森林環境教育初心者講習1(知識編)

岐阜大学応用生物学部准教授から気候帯と森林分布の関係や、森林生態学の視点からみた地球温暖化の影響についてなどの説明がなされました。



写真 森づくり体験会

植樹の指導方法を学ぶ場を提供しました。森林組合から植樹指導を受け、植樹方法及び植樹の指導方法の修得を図りました。



写真 学校教職員森林環境教育講座

三重大学教育学部准教授による座学と実習のカリキュラムを行いました。幼稚園から高等学校まで、幅広い教育機関の教職員が受講しました。

表 森林環境教育コーディネート実績

市町	学校名
いなべ市	だいあん 市立大安中学校
津市	みなみりっせい 市立南立誠小学校
	あけあい 市立明合小学校
松阪市	かささぎ 市立鶴小学校

市町	学校名
明和町	しもみいと 町立下御糸小学校
尾鷲市	県立尾鷲高等学校
小中学校 高等学校 以外	伊賀市立さくら保育園
	森の風ようちえん



写真 出前授業(津市立南立誠小学校)

小中学校などでの取組を支援するため、森林環境教育指導者の紹介や授業内容の相談など、森づくり推進員が中心となってコーディネートしました。

●森づくりの推進

平成 26 年度は、森づくりに関する適正な技術や安全管理についての 4 種類の研修と、森づくり活動に必要な道具の購入と貸出を行いました。

表 平成 26 年度森づくり活動研修

名 称	内 容
森づくり活動初心者講習	基礎的な知識・技術、安全管理等を学ぶため、三重大学演習林との共催で初心者講習を実施
森づくり活動スキルアップ研修	森づくり活動に必要な適正な知識・技術の習得を目的として、測量や密度管理の研修を実施
刈払機安全衛生教育研修	刈払機（草刈機）の安全な使用方法を学ぶための研修を実施
チェーンソー作業特別教育研修	チェーンソーの安全な使用方法を学ぶための研修を実施



写真 森づくり活動初心者講習

森林の多面的機能や林業作業の基礎の講義から、樹木観察や間伐体験の実技まで、森づくり活動の基礎的内容の研修を行いました。

4 評価委員会における第三者評価

●継続が妥当である

段階的な人材育成の取組や、「森のせんせい」の活動が広まってきていることは評価できる。

受講者数が少ないなど、事業の効果について疑問が生じるものは見直しが必要である。

今後も森林環境教育の実践を行う場として教育委員会や学校との連携を深めていくとともに、育成した人材については、その活動の場を学校にとどめるのではなく、より広く地域へ展開していくことが有効と考えられることから、その環境整備に取り組むことも望まれる。

また、小学校に配布した副読本がより効果的に活用されるよう、活用状況や指導事例などを把握して情報共有を図られたい。

1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H26実績37,199千円)

(ほか市町による基金積立1,210千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫して実施する、森や緑を大切に思い・育む人づくりのための施策を支援することにより、森を育む人づくりを推進します。

2 事業の内容

- 小中学生対象の森林環境教育
 - 市町民対象の木工等の体験
 - 小学校への木製机・椅子の導入
 - 子ども対象の木製遊具等の配布や導入
 - 市町民対象の啓発イベントの開催
 - その他、森を育む人づくり
(森林・木材関連図書購入、森林環境教育フィールド整備など)
- ・実施主体：市町

3 平成26年度事業の実施状況

- 小中学生対象の森林環境教育
平成26年度は、6市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	2市町	2事業	2,057千円
南伊勢地域	1市	1事業	2,797千円
伊賀地域	1市	1事業	1,732千円
尾鷲熊野地域	2市町	2事業	1,878千円
合計	6市町	6事業	8,464千円



写真 【森林環境学習事業】(松阪市)

松阪地域の木材を使用し、松ヶ崎小学校の階段踊り場を木質化するとともに、原木市場や木材加工工場の見学、木工などの森林環境教育を行いました。山で育った木が身近に利用されるまでの一連の流れを学ぶことにより、木材の活用や森林づくりへの理解が深まりました。

森林環境教育を受けた児童：70人(全児童)

●市町民対象の木工等の体験

平成 26 年度は、4 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	3 市	3 事業	891 千円
南伊勢地域	1 町	1 事業	50 千円
伊賀地域	0	0	0
尾鷲熊野地域	0	0	0
合 計	4 市町	4 事業	941 千円



写真 【森と木材のふれあい事業】(亀山市)

チェーンソーの扱い方講習と間伐体験などを行う森林講座や、各種イベントにおける木育教室、今後の森林環境教育に活用するための DVD 作成を行いました。

幅広い年代の住民が森林の持つ機能や間伐材の有効利用、木材の良さについて学びました。

森林講座受講者：20 人

木育(もくいく)教室参加者：315 人

●小学校への木製机・椅子の導入

平成 26 年度は、3 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	0	0	0
南伊勢地域	2 町	2 事業	10,719 千円
伊賀地域	0	0	0
尾鷲熊野地域	1 市	1 事業	4,093 千円
合 計	3 市町	3 事業	14,812 千円



写真

【木とふれあう学校環境づくり事業】(尾鷲市)

宮之上小学校に尾鷲市産材を使った木製の机・椅子を導入しました。導入する机・椅子の組立を、児童自らが PTA 等と共同で行い、あわせて尾鷲市の林業をテーマにした森林環境教育も行ったことにより、児童の林業に対する理解が進みました。

森林環境教育を受けた児童：120 人(全児童)

- 子ども対象の木製遊具等の配布や導入
平成 26 年度は、3 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	1 町	1 事業	48 千円
南伊勢地域	0	0	0
伊賀地域	2 市	2 事業	3,421 千円
尾鷲熊野地域	0	0	0
合 計	3 市町	3 事業	3,469 千円



写真

【木に親しむ木製遊具導入推進事業】(名張市)
名張市産材を使用し、名張市内で加工した木のおもちゃを保育所や幼稚園、こども支援センターに導入しました。幼少期から、木の持つあたたかさややさしさを感じ、木への親しみを育む機会を創出しました。

導入した施設：保育所 15 箇所、幼稚園 6 箇所、こども支援センター

- 市町民対象の啓発イベントの開催
平成 26 年度は、3 市が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	1 市	1 事業	3,119 千円
南伊勢地域	0	0	0
伊賀地域	1 市	1 事業	243 千円
尾鷲熊野地域	1 市	1 事業	1,000 千円
合 計	3 市	3 事業	4,362 千円



写真

【地域の森と緑のつながり支援事業】(伊賀市)
住民自治協議会等が開催する自然学習会や椎茸菌打ち体験、森林整備に関する学習会などに必要な経費を補助しました。地域子ども達が地域住民と共に森林・林業等への理解と関心を持つ機会を創出しました。

実施団体：6 団体

4 評価委員会における第三者評価

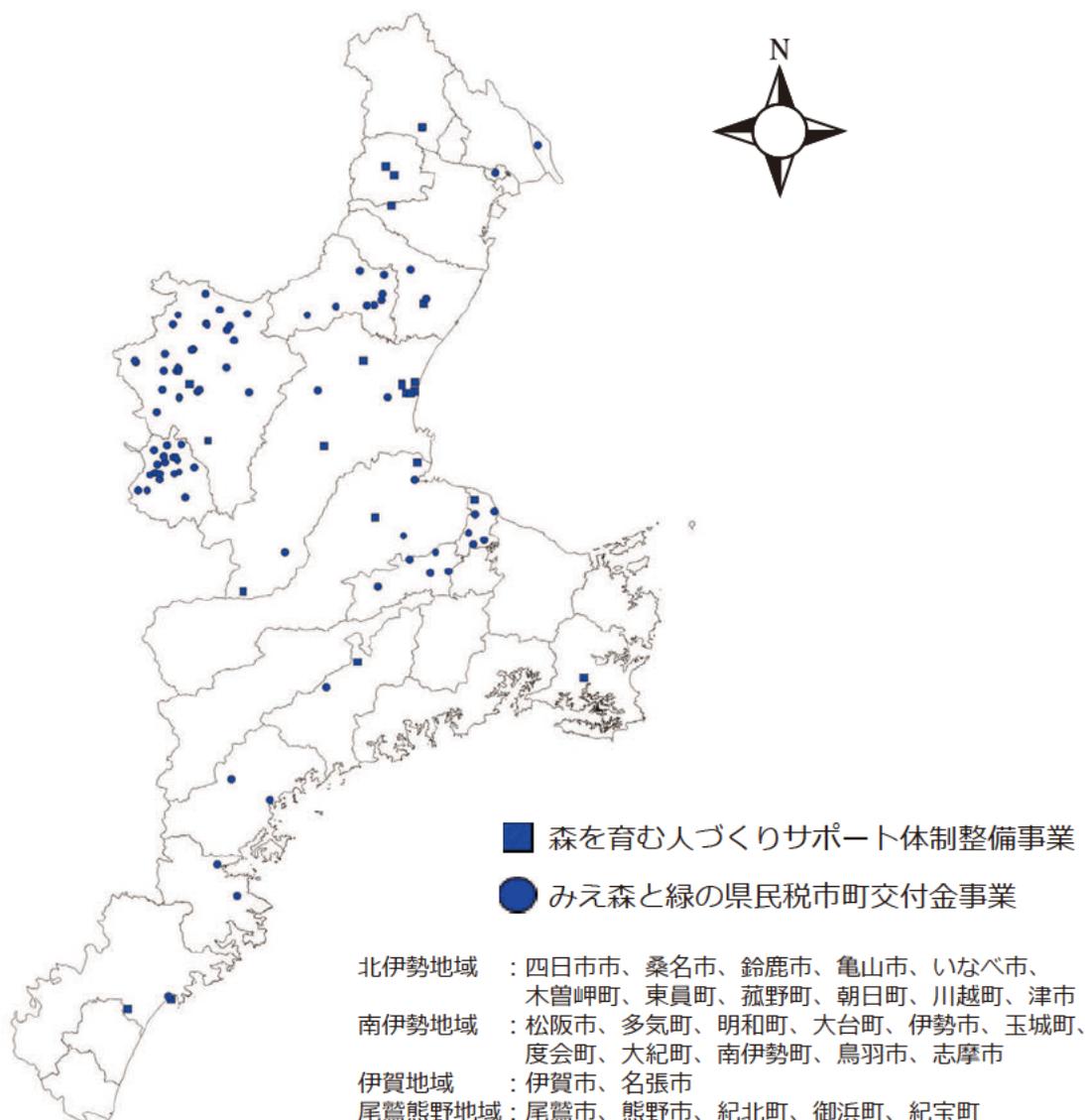
● 継続が妥当である

小学生対象の森林環境教育や市町民対象の木工等の体験などを通じて、森林のはたらきや木材利用の意義、また、木の良さや森林に対する興味や意識が深まる機会が創出されたことは評価する。さらに、小学校への机や椅子の導入や幼稚園や保育園への木のおもちゃの配備など、子どもが木製品に触れることは木育の面からも意義深い取組ではある。しかし、単に導入・配備するだけでなく、森林に対する理解を促すような取組を併せて実施するなどの工夫が必要である。

なお、子どもに対する森林環境教育については、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校を含めた学校や教育委員会などと連携して、計画的かつ継続的に実施される取組となるよう、図られたい。

また、イベント開催時に参加者から意見や感想を把握し、その結果を市町間で情報共有し次回開催の参考とするなど、さらにより良い取組とされたい。

2 森を育む人づくり実施箇所位置図



IV 木の薫る空間づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H26実績72,751千円

ほか市町による基金積立20,632千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫して実施する、県民の暮らしや公共空間における幅広い用途での木材利用などの施策を支援することにより、木づかいを通じて森林を支える社会づくりを推進します。

2 事業の内容

- 公共建築物の木造・木質化
 - 公共施設内への木製備品類の購入
 - その他、木の薫る空間づくり
(地域材を活用した住宅建設への支援、未利用材の木質バイオマス利用促進)
- ・実施主体：市町

3 平成26年度事業の実施状況

- 公共建築物の木造・木質化
平成26年度は、4市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	1市	1事業	10,943千円
南伊勢地域	2市	3事業	12,775千円
伊賀地域	0	0	0
尾鷲熊野地域	1町	1事業	22,840千円
合計	4市町	5事業	46,558千円



写真 【公共施設木造化事業】(紀宝町)

老人福祉施設「紀宝町立鶴殿老人憩の家「讚寿荘」」をスギやヒノキの木材を使用して建て替えました。町民が、スギやヒノキの香りや調湿性、強靱さなど、木の特性を体感しながら憩うことのできる場となりました。

木造平屋建て、県産材利用量：41.7m³

● 公共施設内への木製備品類の購入

平成 26 年度は、5 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	0	0	0
南伊勢地域	3 市町	3 事業	7,641 千円
伊賀地域	0	0	0
尾鷲熊野地域	2 町	2 事業	9,425 千円
合 計	5 市町	5 事業	17,066 千円



写真

【鳥羽市農水産物直売所木の薫る空間づくり事業】
(鳥羽市)

鳥羽市農水産物直売所(鳥羽マルシェ)内で使用する木製テーブル及び木製ベンチ、薪ストーブを導入しました。建築資材から木質エネルギーまで、幅広い用途で木材を利用する施設となりました。

木製テーブル : 10 台、木製ベンチ : 30 脚
薪ストーブ : 1 基

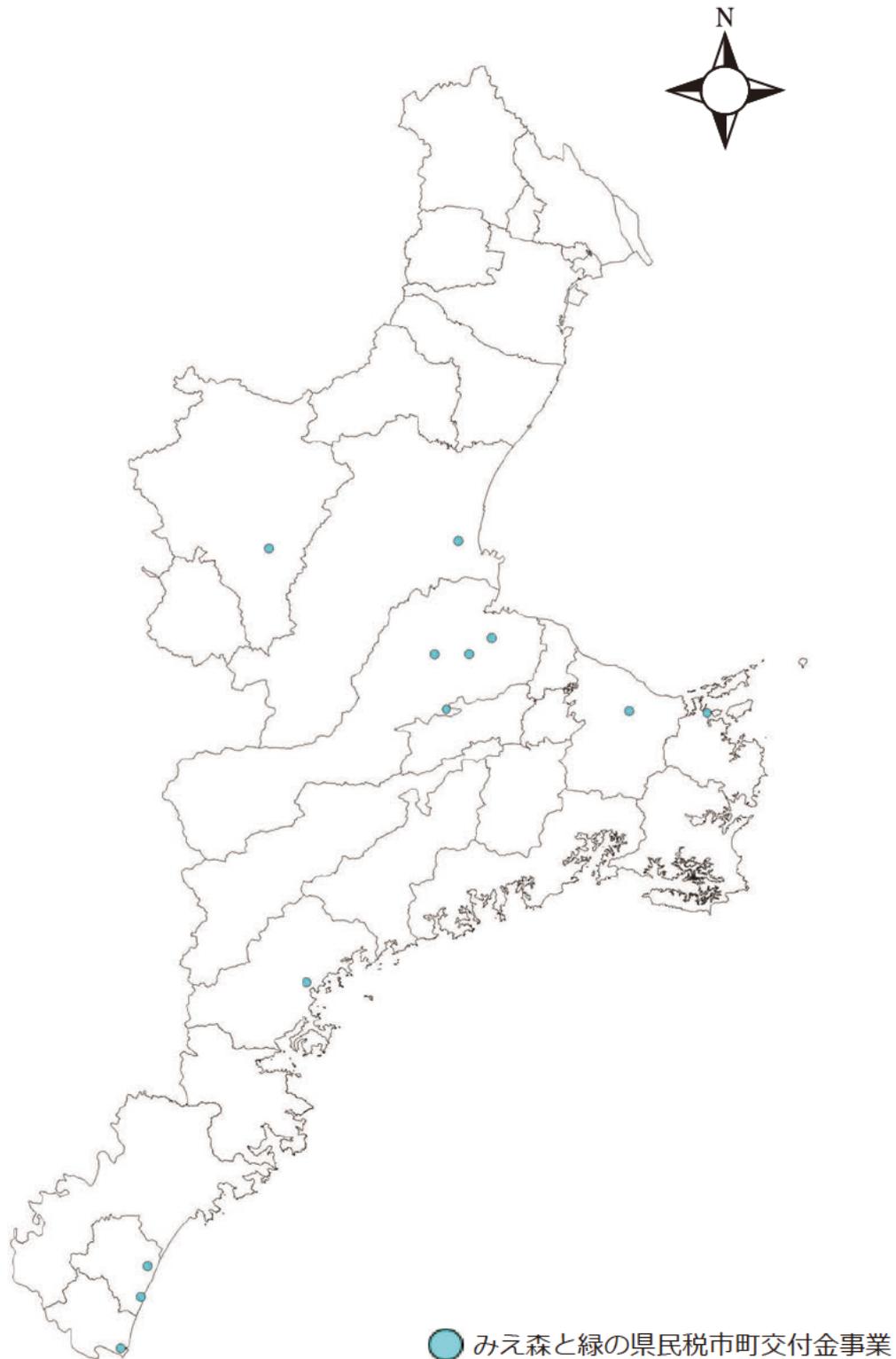
4 評価委員会における第三者評価

● 継続が妥当である

教育施設や集客力の高い施設への木製備品の導入は、県民に対して木に触れる機会を増やす点では非常に効果的と思われるため、今後もこの種の事業が広く展開され、また「木育(もくいく)」の取組へとつながっていくことを期待する。ただし、四阿(あずまや)など公園施設の導入については、それだけでは地域産材活用の目的を周知しているとは言い難く、積極的な利活用が求められる。

木造住宅建築への助成は 2 市で実施されており、特にモデルハウスとしての活用や、地域通貨の発行で地元経済が活性化する取組は評価できる。ただ、類似の事業が他にも行われている中で、安易な税活用事業の実施は、公益性に疑念を抱かせる恐れがあるため注意が必要である。

2 木の薫る空間づくり実施箇所位置図



- 北伊勢地域 : 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、
木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、津市
南伊勢地域 : 松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、玉城町、
度会町、大紀町、南伊勢町、鳥羽市、志摩市
伊賀地域 : 伊賀市、名張市
尾鷲熊野地域 : 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

V 地域の身近な水や緑の環境づくり

1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H26実績10,931千円)

ほか市町による基金積立2,374千円)

1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫して実施する、森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備などの施策を支援することにより、身近な水や緑の環境づくりを推進します。

2 事業の内容

- 保育園の園庭や公園の芝生化
 - その他、地域の身近な水や緑の環境づくり
(身近な公園等の森林整備を行う住民活動支援、緑化活動支援)
- ・実施主体：市町

3 平成26年度事業の実施状況

- 保育園の園庭や公園の芝生化
平成26年度は、3市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢地域	2町	2事業	3,729千円
南伊勢地域	1町	1事業	4,646千円
伊賀地域	0	0	0
尾鷲熊野地域	0	0	0
合計	3町	3事業	8,375千円



写真

【公共施設（幼保一体化施設 あさひ園）の緑化】
(朝日町)

園庭（運動場）に芝生を張りました。園児が日常の中で芝生に触れ、緑の心地よさを感じる機会を設けることで、緑の自然環境を大切に思う気持ちが育まれます。 園児：約500名

4 評価委員会における第三者評価

●継続が妥当である

保育園や公園の芝生化について、その意義は理解できるものの、税の趣旨に照らし合わせると、単なる芝生化にとどまることなく、その後の学習へと結び付けていく必要がある。また、今後の適切な維持管理が行われることが必須である。積極的に環境保全に関わる地域住民や、工場、事業所の職員など、多様な主体による活動を支援する取組は評価できる。これらの活動が継続的なものとなるよう、取り組まれない。

また、公園のような利用者の多い施設での取組は、市民への波及度も高いと思われる。今後も同様の取組が広く展開されることを望む。

なお、工場や事業所での植樹への助成では税を活用する意義が薄いため、森と人との関わりについて気づく場への転換など、事業内容の精査が求められる。

2 地域の身近な水や緑の環境づくり実施箇所位置図



VI みえ森と緑の県民税の制度運営

1-1 みえ森と緑の県民税制度運営事業

(みえ森と緑の県民税充当額H26実績57,478千円/H26計画71,077千円)

1 事業の目的

- みえ森と緑の県民税の周知を通じた森づくりの重要性などの普及啓発やみえ森と緑の県民税評価委員会の運営等を行い、制度の円滑な運営を図ります。

2 事業の内容

- みえ森と緑の県民税の周知
 - 賦課調査事務事業
 - みえ森と緑の県民税評価委員会の運営
 - その他、制度運営に必要な内容
(基金事業実績データの管理、税導入に先立つ普及啓発等)
- ・実施主体：県

3 平成 26 年度事業の実施状況

●みえ森と緑の県民税の周知

平成 26 年度から新たに税が導入されることについて、ポスター掲出や映画館でのCM等によって認知度の低い若年層に周知し、制度への県民理解を促進しました。

- ・リーフレットの作成、配布
- ・チラシの作成、配布
- ・説明会や会議等での説明
- ・映画館でのCM放映
- ・ポスターの掲示
- ・「森林づくりニュース」の発行、配布
- ・イベント等での周知
- ・駅でのポスター掲示



平成 26 年版リーフレットの表紙



写真 県民の日記念イベントでのPR状況
(県民の日：4月18日)

● 賦課調査事務事業

みえ森と緑の県民税の徴収に必要な既存の税務システムの改修を行いました。また、平成 26 年度から新たに税が徴収されることについて、個人住民税の普通徴収の納税通知書や、自動車税の納税通知へのチラシ封入や、個人住民税の特別徴収の税額決定通知書等への説明の追記により周知しました。

● みえ森と緑の県民税評価委員会の運営

みえ森と緑の県民税評価委員会条例に基づいてみえ森と緑の県民税評価委員会を設置し、評価委員会を開催しました。

(平成 26 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会：平成 26 年 10 月 22 日)

表 みえ森と緑の県民税評価委員会委員

委員氏名	所属団体等	分野
大浦 由美	和歌山大学観光学部准教授	学識経験者
川崎 淑子	三重県消費者団体連絡協議会	消費者
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部教授	学識経験者
新海 洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィスアドバイザー	NPO 活動
玉置 保	紀北町立赤羽中学校長・三重県小中学校長会幹事	教育
南条 七三子	税理士・東海税理士会三重県支部連合会	税制・企業経営
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部准教授	学識経験者
別所 浩己	三重県中小企業団体中央会事務局長	商工
松村 直人	三重大学大学院生物資源学研究科教授	学識経験者
吉田 正木	吉田本家山林部代表・三重県林業経営者協会事務局長	林業

※ 五十音順・敬称略 平成 27 年 3 月末現在

● その他、制度運営に必要な内容

基金事業実績のデータ管理及び税導入に先立ち平成 25 年度に実施した事業に要した経費の返済のため「三重県財政調整基金」への積立を行いました。

4 評価委員会における第三者評価

● 継続が妥当である

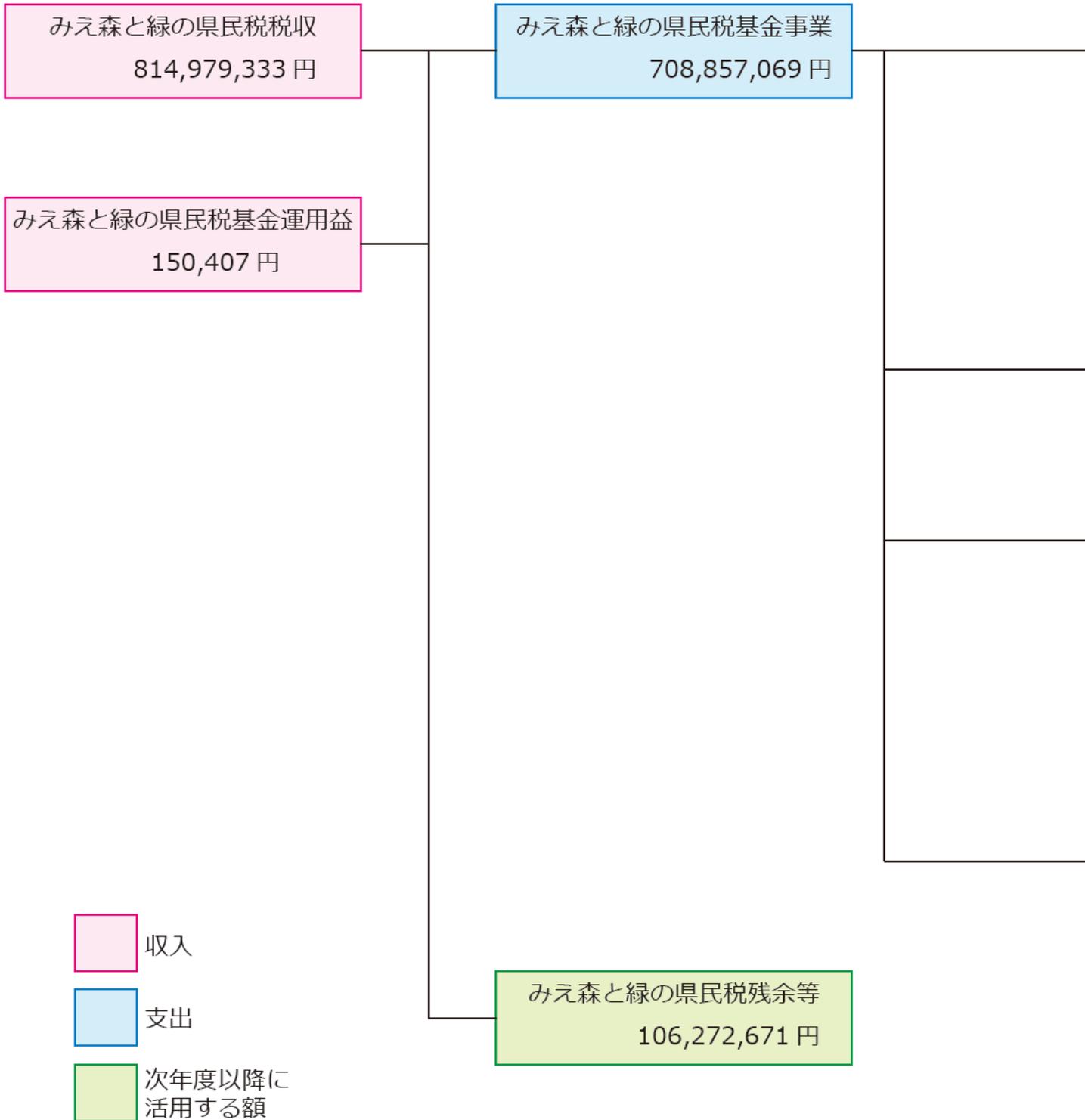
市町交付金事業の実績報告については、統一フォーマットにより報告共有がしやすくなったが、記載方法に差異があったり、事業成果について詳細な記載が無いものもあったので、今後さらに記載方法について市町を指導されたい。そして、年数を重ねる中で、評価内容を生かし、改善されたい。

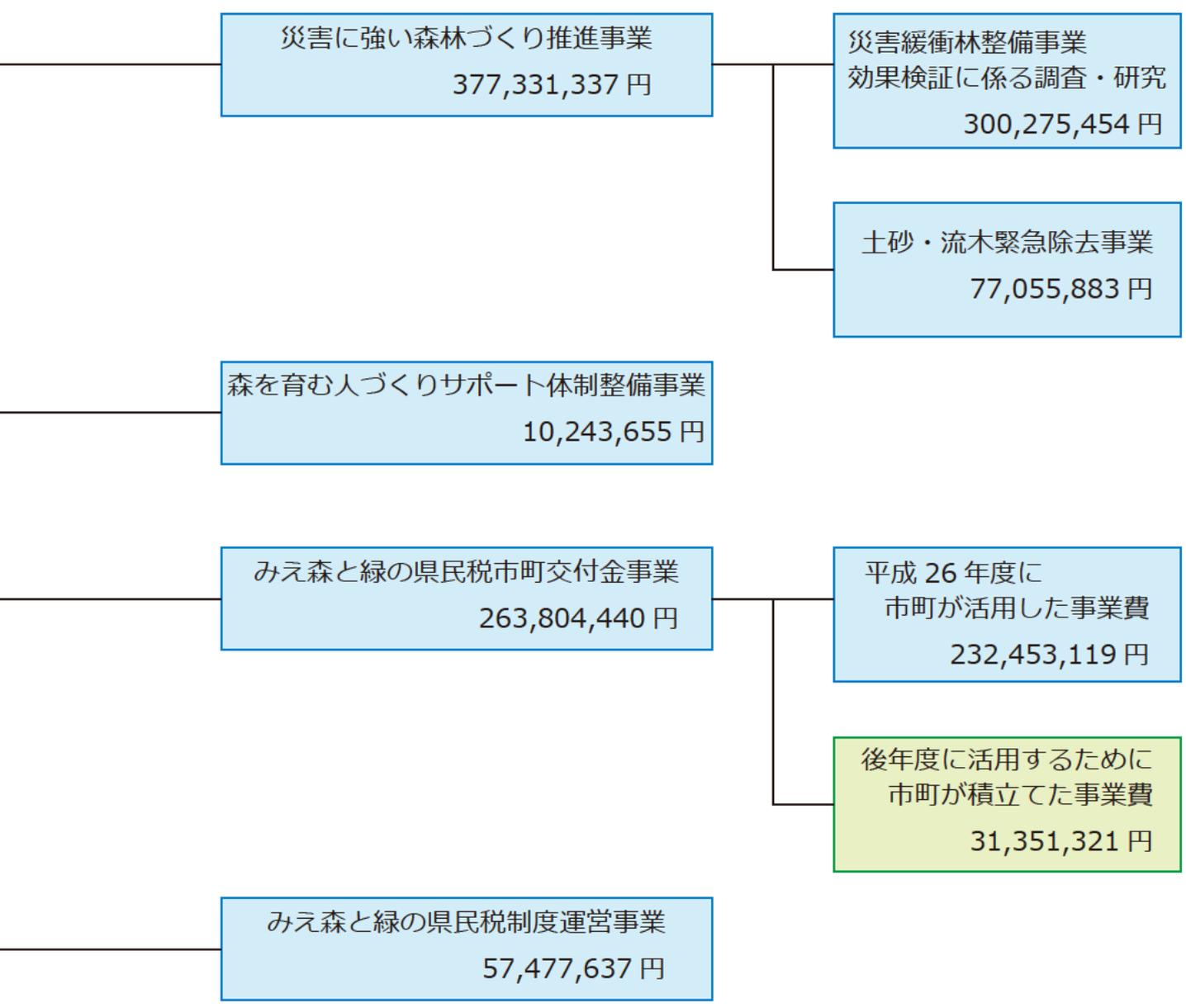
広報活動に力を入れていた点が評価できるが、広報は実施することが目的ではないので、広報をすることでどのような変化が生まれたかを把握することが望ましい。評価委員会の運営においては、評価の視点ごとの評価軸の設定や、詳細な資料の提示など、評価しやすい体制となるよう、検討されたい。

賦課調査事務事業については、「みえ森と緑の県民税」の導入のために必要であったと考える。広報については、チラシの配布など、多様な広報が実施されているが、森林関係者以外の理解も深まるよう、今後とも納税者の反応や意見を把握する必要がある。

第4 資料編

平成26年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成





※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越 176,108,200 円を含みます。



災害に強い森林づくり推進事業 実施箇所

1 災害緩衝林整備事業

市町数	大字等	地区名	危険木等 除去体積	調整伐面積
亀山市	加太神武	深切	99 m3	2.51 ha
津市	美里町桂畑	小屋ノ谷	46 m3	2.3 ha
津市	美里町桂畑	コサガノ	63 m3	3.86 ha
津市	芸濃町河内	芝草（南之垣内）	55 m3	2.62 ha
松阪市	嬉野矢下町	小谷口	81 m3	5.06 ha
松阪市	嬉野小原町	峠谷 1	21 m3	5.67 ha
松阪市	嬉野上小川町	髭山 3	27 m3	5.86 ha
松阪市	飯高町下滝野	小別当	134 m3	13.58 ha
大台町	南	島谷	366 m3	23.53 ha
大紀町	崎	羽下谷	80 m3	2.04 ha
大紀町	大内山	池ノ谷越	158 m3	10.13 ha
南伊勢町	村山	下塚谷	153 m3	2.96 ha
大紀町	崎	大平	636 m3	13.82 ha
伊賀市	上阿波	稲妻	76 m3	4.47 ha
伊賀市	諏訪	青木谷	47 m3	3.47 ha
伊賀市	島ヶ原	桂谷	337 m3	10.66 ha
名張市	青蓮寺	コウジンダニ	38 m3	3.22 ha
紀北町	紀伊長島区十須	大野内	88 m3	4.25 ha
紀北町	紀伊長島区島原	北又	108 m3	0 ha
紀北町	紀伊長島区十須	栃山	472 m3	12.75 ha
熊野市	五郷町湯ノ谷	三ツ口	53 m3	2.25 ha
熊野市	五郷町桃崎	谷口	4 m3	0.75 ha
熊野市	飛鳥町佐渡	棚ヶ谷	140 m3	6.29 ha
熊野市	五郷町寺谷	桑瀬谷	152 m3	8.39 ha
紀宝町	桐原	大地山	568 m3	5 ha
合 計		25 箇所	4,002 m3	155.44 ha

※ 実績数値は、平成 27 年 3 月 31 日現在のものです。

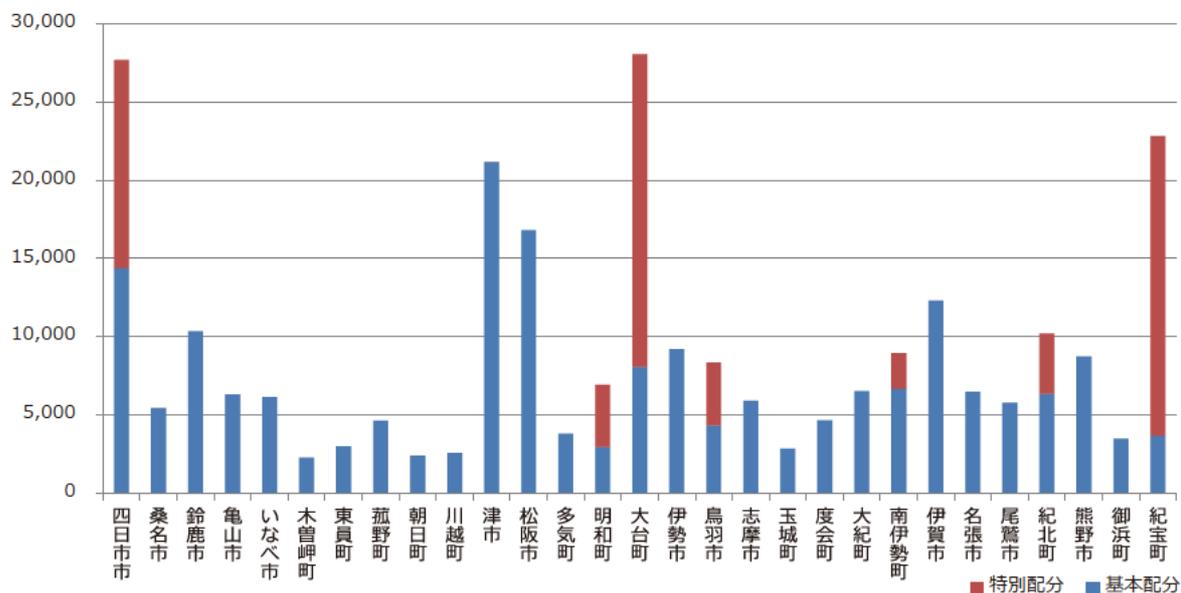
2 土砂・流木緊急除去事業

市町数	大字等	地区名	土砂撤去体積	流木撤去体積
いなべ市	藤原町山口	冷川	0 m3	7 m3
大紀町	崎	大平	480 m3	0 m3
伊賀市	勝地	大坪	23 m3	0 m3
熊野市	五郷町寺谷	桑瀬谷	917 m3	119 m3
熊野市	五郷町寺谷	清水谷	7,288 m3	79 m3
熊野市	飛鳥町神山	石間淵	1,529 m3	197 m3
合 計		6 箇所	10,237 m3	402 m3

※ 実績数値は、平成 27 年 3 月 31 日現在のものです。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業実績

1 市町別実績



2 対策区分別実績

対策区分別取組件数と交付金額

取組のカテゴリ	取組件数		交付金額 (円)
	事業数	市町数	
対策区分1 土砂や流木を出さない森林づくり	2	2	5,844,000
対策区分2 暮らしに身近な森林づくり	22	15	105,728,400
対策区分3 森を育む人づくり	22	15	37,198,769
対策区分4 木の薫る空間づくり	14	10	72,750,950
対策区分5 地域の身近な水や緑の環境づくり	5	5	10,931,000
基金（後年度に活用するための市町による積立）	15	14	31,351,321
合計	80	-	263,804,440

3 市町別実績一覧

市町名	対策区分	カテゴリー	事業名	事業名	交付金額 (千円)
四日市市	2	竹林整備機具の購入貸出	治山森林関係事業（竹林整備支援事業）	放置竹林等を管理する地域住民やボランティア団体等へのウッドチップの貸出。	1,166
	2	里山や竹林の整備	水沢もみじ谷景観整備事業	危険木の除去、景観整備。	26,550
桑名市	2	里山や竹林の整備	多度山環境整備事業	荒廃した里山における危険木・竹林の伐採、枯損木の伐倒処理や林内整理。	3,076
鈴鹿市	3	市町民対象の木工等の体験	ヒノキのコースター・竹割り作り体験事業	ヒノキのコースター、竹割りづくりの実施。	97
	2	病虫害被害木の伐倒駆除や防除	暮らしを守る森林保全事業	松くい虫被害木の伐倒駆除や樹幹注入。	10,251
亀山市	2	里山や竹林の整備	里山・竹林生活環境保全支援事業	自治会等が行う里山・竹林の再生活動支援。必要な道具等に対する補助。	1,200
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	安全な通学路整備事業	通学路沿いの危険木の伐採及び剪定。	496
	3	市町民対象の木工等の体験	森と木材のふれあい事業	児童・生徒をはじめ様々な市民に、森林や木材について学び・ふれあう機会の提供。	444
	3	公共施設への木製什器類導入補助	かめやまの木づかい支援事業	市内の公共施設に市産材で製作した木製什器類を導入する場合の購入費補助。	1,181
	5	緑化活動への支援	緑あふれるまちづくり支援事業	市内の工場・事業所における緑化活動への補助。	600
いなべ市	3	小中学生対象の森林環境教育	間伐材加工体験部活用事業	中学校の木工クラブ活動で県産間伐材等を活用した木工品の製作に取り組むための機材購入。	1,350
木曾岬町	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育事業	木曾川上流部との交流活動。児童が山間地域を実感する機会づくり。	707
東員町	2	里山や竹林の整備	みえ森と緑の県民税市町交付金事業	荒廃が進んでいる緑地帯や森林地帯の整備のための調査。	2,988
菟野町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険伐採木搬出事業	伐倒した危険木の搬出・処理や搬出のための作業道設置への支援。	1,295
	2	病虫害被害木の伐倒駆除や防除	病虫害被害木伐採搬出事業	病虫害による倒木のおそれのある樹木の伐採、搬出処理に対する支援。	818
朝日町	5	保育園の園庭や公園の芝生化	公共施設の緑化	幼保一体施設の園庭の芝生化。	1,174
	3	子ども対象の木製玩具等の配布や導入	児童館への木のおもちゃ配備	児童館への木のおもちゃ配備。	48
川越町	5	保育園の園庭や公園の芝生化	公共施設の緑化	保育所の園庭の芝生化。	2,555
津市	3	市町民対象の啓発イベントの開催	森林・木材利用促進フェア事業	「WOOD JOB!(ウッドジョブ!)〜 神去なあなあ日常〜」の上映を記念し「津市森林・木材利用促進フェア」を開催。	3,119
	3	市町民対象の木工等の体験	森と緑の市民塾開催事業	市内在住、在学の小学生と保護者を対象に「森と緑の市民塾」を開催。	350
	3	森林環境教育のためのフィールド整備	美里水源の森整備事業	水源のかん養とともに森林環境教育の場として美里水源の森を整備。	3,870
	4	未利用材の木質パレット利用促進	木質パレット利用促進事業	林地残材を木質パレット利用する場合の、山林から市場等への運搬経費の補助。	1,695
	4	公共建築物の木造・木質化	公共建築物等の県産材による木造・木質化	公共建築物等の県産材による木造・木質化。	10,943
4	地域材を活用した住宅建設への支援	木材利用促進事業	地域産材を利用して建設する公的施設及び住宅への補助。建設中にPRのぼりを設置。	1,200	
松阪市	2	里山や竹林の整備	里山の森林安全安心対策事業	森林所有者や地域の自主防災組織と連携した、集落や公共施設周辺の荒廃森林の整備。	7,613
	4	公共建築物等の木造・木質化	都市公園整備事業	市産材を活用した公園内の東屋整備。	4,160
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境学習事業	小学校の木質化と児童への森林環境教育。	2,797
	4	公共施設内への木製備品類の導入	保育園管理運営事業	市内の保育園の机・椅子の木質化。	1,331
4	公共建築物の木造・木質化	森林公園管理運営事業	市産材を活用した森林公園施設の木質化。	934	
多気町	3	小学校への木製机・椅子の導入	県産材を活用した学校机・イス整備事業	小学校への県産材を活用した机・イスの導入。	3,780
明和町	3	小学校への木製机・椅子の導入	学校木製備品購入事業	小学校への県産材を活用した机・イスの導入。	6,939
大台町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	ほっとする道ばた森林整備事業	宮川と道路間にある放置人工林の整備。	8,075
	2	水源林の公有林化	水道水源林の公有林化事業	町内の水源地の森林（人工林を除く）の公有林化。	20,000
伊勢市	4	公共建築物の木造・木質化	公園整備事業	県産材を活用した公園内の東屋整備。	7,681

市町名	対策区分	カテゴリー	事業名	事業名	交付金額 (千円)
鳥羽市	2	里山や竹林の整備	暮らしに身近な森林整備事業	荒廃した里山や、集落周辺で倒木などの危険がある森林の整備。農地に隣接する森林の緩衝林化。	3,989
	2	病虫被害木の伐倒駆除や防除	暮らしに身近な松林防除管理事業	地域住民等の安全確保のため、松林における危険木や病虫被害木の伐倒及び薬剤散布。	324
	4	公共施設内への木製備品類の導入	鳥羽市農水産物直売所木の薫る空間づくり事業	農水産物直売所への木製テーブル及び薪ストーブの導入。	4,046
志摩市	1	溪流内の倒木や流木の除去	里山関連整備事業	水源林地域での流出した間伐木等の支障物撤去。	4,332
	2	病虫被害木の伐倒駆除や防除	里海・里山保全事業	地域住民等の安全確保のため、松林における松枯れ予防のための樹幹注入。	1,561
度会町	5	保育園の園庭や公園の芝生化	宮川一丁目会館第2ホール広場芝張事業	緑と親しむ環境整備のための、公園緑化。	4,646
大紀町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	生活環境林整備事業	人家裏や通学路沿いの倒木の恐れのある危険木の除去。	2,808
	1	溪流内の倒木や流木の除去	溪流倒木等処理事業	溪流沿いの倒木、流木の除去。	1,512
	3	市町民対象の木工等の体験	木材利用推進・普及補助金	木工教室の開催。	50
南伊勢町	2	里山や竹林の整備	竹林伐採整備事業	放置竹林の皆伐による生活環境の向上と里山景観の保全。	6,674
	4	公共施設内への木製備品類の導入	統合保育所建設事業（備品購入）	新設する統合保育所への木製机・椅子等の備品の導入。	2,264
伊賀市	3	子ども対象の木製遊具等の配布や導入	伊賀市ウッドスタート事業	「木育、食育」のため1歳半健診時等に、木製アソビ等等の配布。子育て支援センター等の木のおもちゃの配置。	2,919
	2	里山や竹林の整備	みんなの里山整備活動推進事業	自治会等が行う里山・竹林の再生活動支援。必要な道具等に対する補助。	3,187
	3	小中学生対象の森林環境教育	伊賀の森っこ育成推進事業	小学校が実施する森林環境教育の費用補助。	1,732
	3	市町民対象の啓発イベントの開催	地域の森と緑のつながり支援事業	住民自治協議会等が主催する、森林・自然や木と関連した一般募集のイベント活動に対する補助。	243
名張市	5	身近な公園等の森林整備を行う住民活動支援	森林公園等環境活用整備事業	森林公園等を整備する住民等への支援。	1,956
	3	子ども対象の木製遊具等の配布や導入	木に親しむ木製遊具導入推進事業	幼稚園、保育所、こども支援センターへの木製のおもちゃ導入。	502
	3	森林・木材関連図書購入	木に親しむ図書購入事業	市立図書館に森林や木材に関する図書を購入。	99
	4	未利用材の木質バリエーション利用促進	木質バリエーション等利用促進事業	未利用木質バリエーション資源の活用を図るための原木運搬補助。	111
尾鷲市	3	小中学生対象の森林環境教育	尾鷲市植樹体験森林塾	小学生の植樹体験と尾鷲林業を学ぶ森林塾の実施。	1,678
	3	小学校への木製机・椅子の導入	木とふれあう学校環境づくり事業	小学校への市産材を活用した机・椅子の導入。児童による机・椅子の組み立て。	4,093
紀北町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	人家裏等危険木伐採事業	自治会による人家裏山林等の危険木伐採費用の補助。	1,200
	2	里山や竹林の整備	集落周辺森林（里山）整備事業	地域住民等が行う集落周辺等の荒廃森林整備への補助。	200
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育活動支援事業	小学生への森林環境教育や育林体験等。	200
	4	公共施設内への木製備品類の導入	紀勢自動車道地域振興施設備品整備事業	県産材を活用した地域振興施設の備品類の木質化。	8,591
熊野市	3	市町民対象の啓発イベントの開催	緑化大会開催事業	市民などが広葉樹の植栽等を行う「熊野の森ふれあいフェスタ」の開催。	1,000
	4	地域材を活用した住宅建設への支援	木造住宅建設促進対策事業	E1材として提供できる熊野材を使用した住宅への支援。	6,121
御浜町	2	学校林の整備	学校林整備事業	町内小学校の放置され、荒廃している学校林の整備。	421
	2	里山や竹林の整備	御浜町竹林整備事業	拡大する竹林の除去。	1,836
	4	公共施設内への木製備品類の導入	学校施設木質化事業	学校施設における県産木材製品の導入。	834
紀宝町	4	公共建築物の木造・木質化	公共施設木造化事業	県産材を活用した町立老人福祉施設の改築。	22,840
14市町		後年度に活用するための基金積立	後年度に活用するための基金積立	後年度に実施するみえ森と緑の県民税市町交付金事業に活用するための基金への積立。 桑名市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、菟野町、朝日町、多気町、伊勢市、玉城町、大紀町、伊賀市、名張市、熊野市、御浜町	31,351

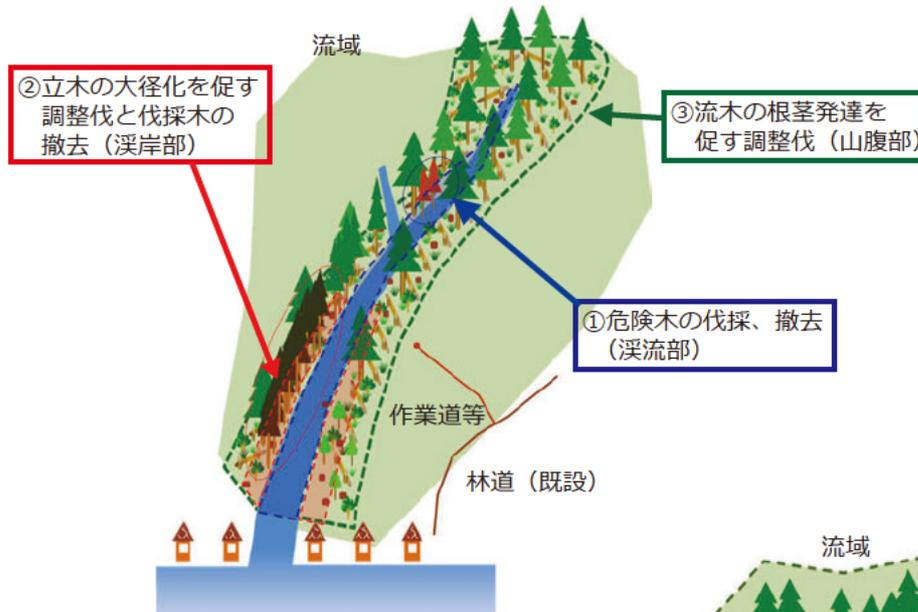
災害に強い森林づくり推進事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区^{*}(以下、危険地区)」の渓流沿いの森林を対象に、県が流木災害等を抑制するため、①渓流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、③倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

また、危険地区流域内の森林において、豪雨時に流下して下流に被害を与える恐れのある治山施設等に異常堆積した流木や土砂等について、除去を行います。

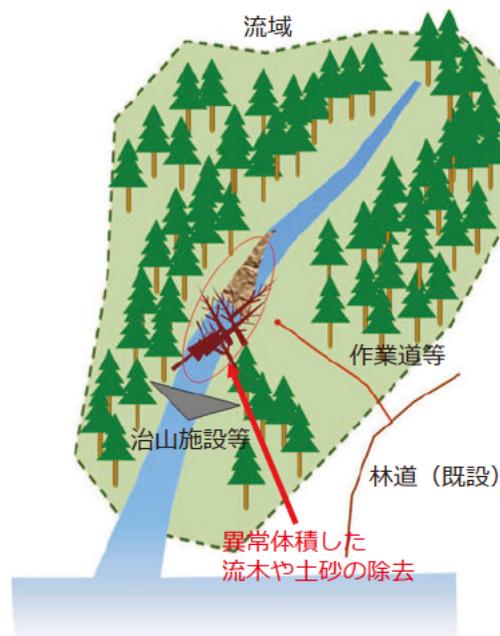
I 災害緩衝林整備事業

- ① 危険地区渓流部において、流木になる恐れのある危険木を下流へ流れ出さなくするための「危険木の伐採、撤去」
- ② ①の周辺渓岸部において、上流からの土砂の流下を緩和するために「立木の大径化を促す調整伐、伐採木の撤去」
- ③ ①②の周辺山腹部において、渓流内に土砂が流れ出さなくするために「立木の根系の発達を促す調整伐」



II 土砂・流木緊急除去事業

危険地区流域の森林において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある「異常堆積した流木や土砂等の除去」



※ 崩壊土砂流出危険地区とは、地形(傾斜、土層深、渓床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区を表したものです。国の調査要領に基づく調査結果であり、土地利用等に制限を加えるものではありません。

1 災害緩衝林整備事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の渓流沿いの森林を対象に、流木災害等を抑制するため、①渓流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、③倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

<整備前の森林の状態>

流出する恐れのある危険木が存在

間伐不足で過密小径な林分

下層植生がみられず表土が流出

(整備前)



<整備区分 青字：立地環境 赤字：整備内容>

① 渓流部で危険木の除去⇒流木発生抑制

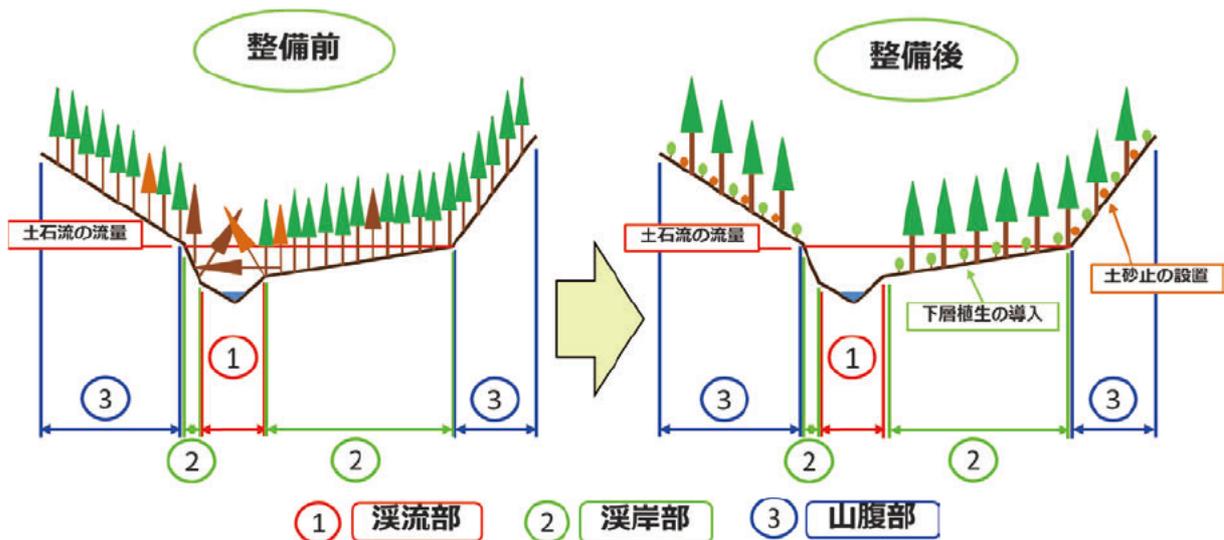
② 溪岸部で調整伐による立木の大径化促進⇒森林の抵抗力の増加⇒流木・土砂等流下緩衝

③ 山腹部で調整伐による根系の発達促進、土砂止の設置⇒斜面の安定化⇒流木・土砂等流出抑制

(整備後)



【整備区分横断面図】



2 土砂・流木緊急除去事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の渓流沿いの森林を対象に、治山施設等に異常堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与える恐れのあるものを撤去します。

みえ森と緑の県民税市町交付金事業

1 事業の目的

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下、みえ森と緑の県民税の導入趣旨）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下、市町交付金）を交付するものです。

2 市町交付金の総額

みえ森と緑の県民税の税収から制度の運営に必要な経費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町＝5：5とする。）

3 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」と、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの申請に基づいて弾力的に配分する「特別配分枠」があります。

基本配分枠の総額と特別配分枠の総額は、市町交付金の総額を概ね3：1の割合で案分します。

1) 基本配分枠の配分

均等配分を1市町当たり200万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分します。この時の配分割合は人口：森林面積＝1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 特別配分枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度の10月に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を同年度の12月末に市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、特別配分枠交付金には、市町1回当たりの申請額に上限を設け、その額を2,000万円としています。

また、5年間の申請上限額を設け、その額を3,000万円としています。

4 市町交付金の使い途

交付金事業では、「交付金事業実施の3原則」を踏まえた上で、「対策の基本的な考え方」に則った事業を実施します。

1) 交付金事業実施の3原則

交付金事業の実施にあたっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

交付金事業実施の3原則

【原則1】 既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。

【原則2】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則3】 産業振興を目的としたものでないこと。

2) 2つの基本方針と5つの対策

原則2に示す「2つの基本方針と5つの対策」は『第1 みえ森と緑の県民税の創設』の『3 みえ森と緑の県民税を活用した施策』のとおりです。

みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵（かん）養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。）に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二条第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課
〒514-8570 三重県広明町 13
電話 : 059-224-2513
FAX : 059-224-2070
E-mail : midori@pref.mie.jp

平成28年1月発行